

東京都の居住支援法人を新たに指定しました！

東京都では、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援、セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証などを行う法人を、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第40条に基づき、東京都の住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しています。

このたび、新たに1法人を指定しましたので、お知らせいたします。

新たに指定した居住支援法人

法人名	一般社団法人住まいと暮らしの相談室
指定番号	東京都知事第50号
指定年月日	令和5年2月24日
法人の住所	立川市一番町六丁目29番地の8
支援業務を行う事務所の所在地	日野市多摩平六丁目37番5号

※ 居住支援法人制度の概要や法人一覧等は、こちらをご覧ください。

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/kyojushien.html



(問合せ先) 住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課
直通 03-5388-3320